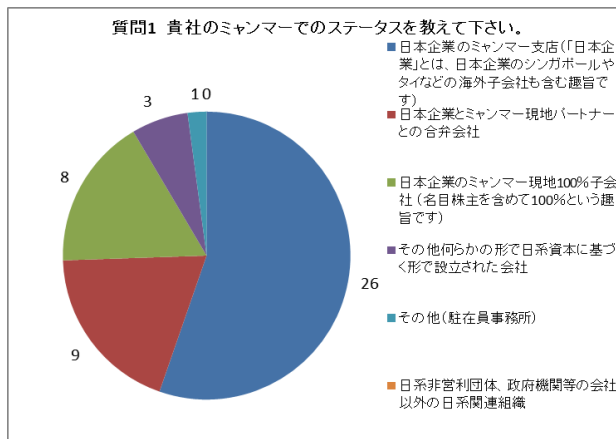
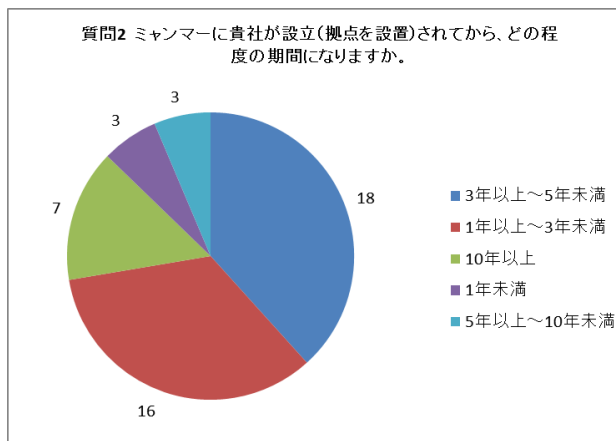


別紙 6 日本企業向けアンケート(2017 年度) 新投資法について 回答結果

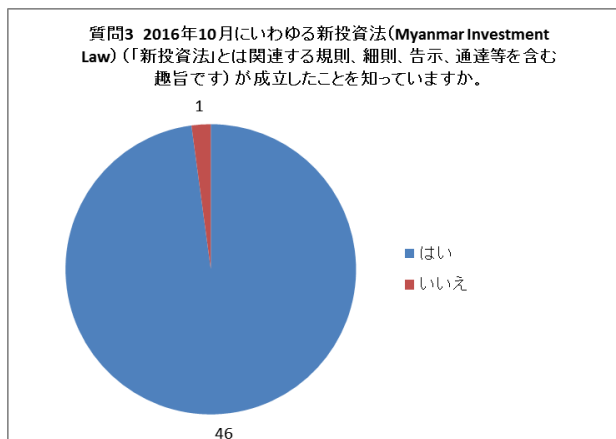
| 質問 1 貴社のミャンマーでのステータスを教えてください。 | 人数 |
|-------------------------------------------------------|----|
| 日本企業 のミャンマー支店(「日本企業」とは、日本企業のシンガポールやタイなどの海外子会社も含む趣旨です) | 26 |
| 日本企業とミャンマー現地パートナーとの合弁会社 | 9 |
| 日本企業のミャンマー現地 100%子会社 (名目株主を含めて 100%という趣旨です) | 8 |
| その他何らかの形で日系資本に基づく形で設立された会社 | 3 |
| その他(駐在員事務所) | 1 |
| 日系非営利団体、政府機関等の会社以外の日系関連組織 | 0 |



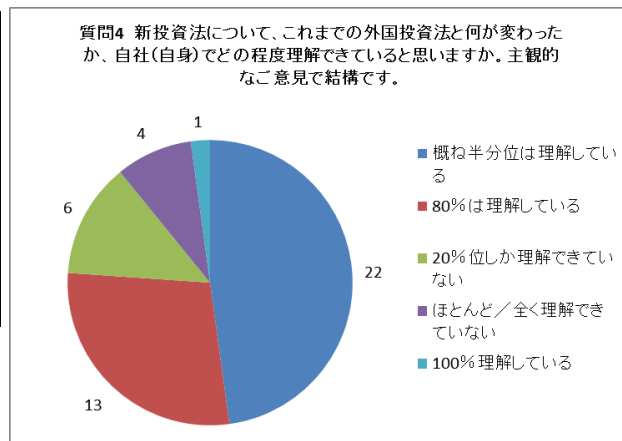
| 質問 2 ミャンマーに貴社が設立(拠点を設置)されてから、どの程度の期間になりますか。 | 人数 |
|---------------------------------------------|----|
| 3年以上～5年未満 | 18 |
| 1年以上～3年未満 | 16 |
| 10年以上 | 7 |
| 1年未満 | 3 |
| 5年以上～10年未満 | 3 |



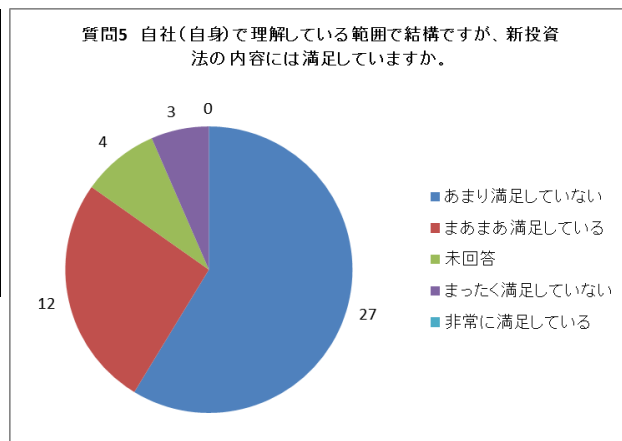
| 質問 3 2016年10月にいわゆる新投資法(Myanmar Investment Law) (「新投資法」とは関連する規則、細則、告示、通達等を含む趣旨です) が成立したことを知っていますか。 | 人数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| はい | 46 |
| いいえ | 1 |



| 質問 4 新投資法について、これまでの外国投資法と何が変わったか、自社(自身)でどの程度理解できていると思いますか。主観的なご意見で結構です。 | 人数 |
|-------------------------------------------------------------------------|----|
| 概ね半分位は理解している | 22 |
| 80%は理解している | 13 |
| 20%位しか理解できていない | 6 |
| ほとんど/全く理解できていない | 4 |
| 100%理解している | 1 |



| 質問 5 自社(自身)で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。 | 人数 |
|-----------------------------------------------|----|
| あまり満足していない | 27 |
| まあまあ満足している | 12 |
| 未回答 | 4 |
| まったく満足していない | 3 |
| 非常に満足している | 0 |



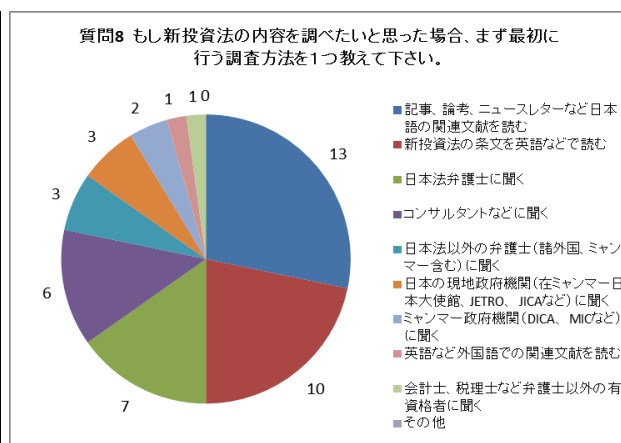
質問 6 「質問 5 自社(自身)で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。」において「非常に満足している」又は「まあまあ満足している」と回答された方にお尋ねします。「満足している」と評価する点を教えてください(自由記入)。

- ・ 一定の条件を満たせば内資企業とみなされ、貿易業ライセンスを取得できる点
- ・ 不明 自身の理解不足により。
- ・ 手続きが旧法に比べて簡便になり、承認までの時間が短縮されると予想される。
- ・ 都市において3年でも免税期間があればありがたい
- ・ 一応、外資、内資企業とも同一の法制度の下での活動になったため
- ・ 予想を上回る前進と評価されているから。
- ・ 複数の法律で規制されていたものが外国投資に関しては原則新投資法のみで規制されることになり、わかりやすくなったものと思料するため。

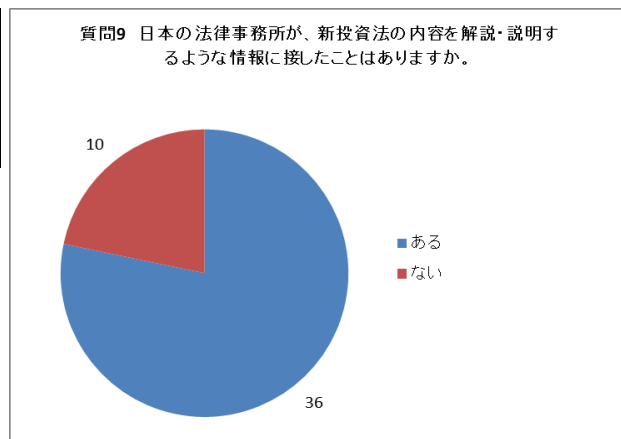
質問7 「質問5 自社（自身）で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。」において「あまり満足していない」又は「まったく満足していない」と回答された方にお尋ねします。「満足できない」と評価している点を教えてください（自由記入）。

- ・ 外資に対して輸入・販売業が解禁されなかったこと
- ・ 結局のところ、信憑性がない
- ・ MIC手続きは簡略化されたように見えるが、結局MIC後の諸手続きは不透明なまま。
- ・ 結局、新投資法だけで全てが決まらない点。そこでOKでも、関係各所の了解まで得る必要があるのであれば、何ら変わりはないと思うから。
- ・ 輸入規制、規制業種について
- ・ ミャンマー側のみ意見が反映されているとしか理解が出来ない。
- ・ 投資法に限らず、不動産、トラベルライセンスなど外資企業の営業活動がしづらい状況
- ・ 新投資法だけでなく政府からの情報が不明確で DICA 等政府機関ですら内容の周知が徹底されておらず確証がない
- ・ 会社法の内容が確定していないので外国企業の自由度がどの位改善されたか判断出来ない。
- ・ 他の国に比べインセンティブが少ない。また、無税枠も縮小されている。
- ・ 東南アジア近隣国と比べて、外国資本を投資するメリットがすくない
- ・ トレーディング規制、輸入取引規制
- ・ 結果的には外資の投資促進が図られる内容になっているとは思えない。
- ・ 製品の輸入、販売に関して、一部の品目を除いては、商業省預かりとなり、期待された外資による輸入・販売は、事実上、認められていないまま。
- ・ 輸出入・販売が認められない等引き続き規制が残る
- ・ 外資企業が投資するにはあまりメリットが無い様に思える。
- ・ 具体的に動くためには、結局従来と同じプロセスを経なければならないので、予見性が確保されていないという点で満足できない。
- ・ 不明確・不透明な点が含まれている
- ・ 運用がうまくできていないと思うため。
- ・ 地域別免税枠組みに違いを出し、投資の分散する意図は判るが、全体的に地方が段階的に有利になっていくが、一番投資が集中しそうな都市部へは、もう少し進出意欲を沸かす免税優遇を与えた方が良い。
- ・ 外国企業への Trading に商業省の許可が必要な点
- ・ 卸売、輸入業に関し外資に開放されていないところ
- ・ 貿易、販売、不動産、人材、教育など、主要な事業への外資規制が依然残るため

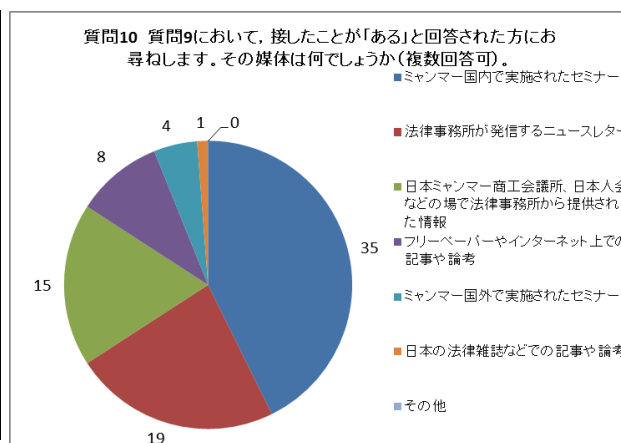
| 質問 8 もし新投資法の内容を調べたいと思った場合、まず最初に行う調査方法を1つ教えて下さい。 | 人数 |
|-------------------------------------------------|----|
| 記事、論考、ニュースレターなど日本語の関連文献を読む | 13 |
| 新投資法の条文を英語などで読む | 10 |
| 日本法弁護士に聞く | 7 |
| コンサルタントなどに聞く | 6 |
| 日本法以外の弁護士(諸外国、ミャンマー含む)に聞く | 3 |
| 日本の現地政府機関(在ミャンマー日本大使館、JETRO、JICA など)に聞く | 3 |
| ミャンマー政府機関(DICA、MIC など)に聞く | 2 |
| 英語など外国語での関連文献を読む | 1 |
| 会計士、税理士など弁護士以外の有資格者に聞く | 1 |
| その他 | 0 |



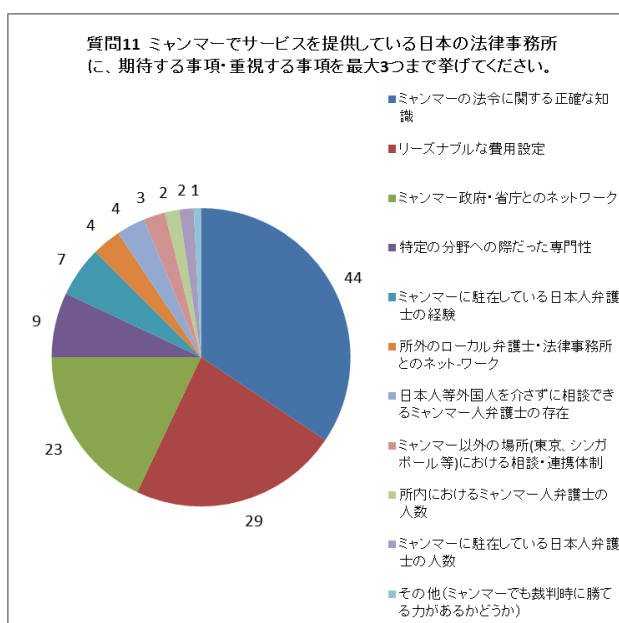
| 質問 9 日本の法律事務所が、新投資法の内容を解説・説明するような情報に接したことはありますか。 | 人数 |
|--------------------------------------------------|----|
| ある | 36 |
| ない | 10 |



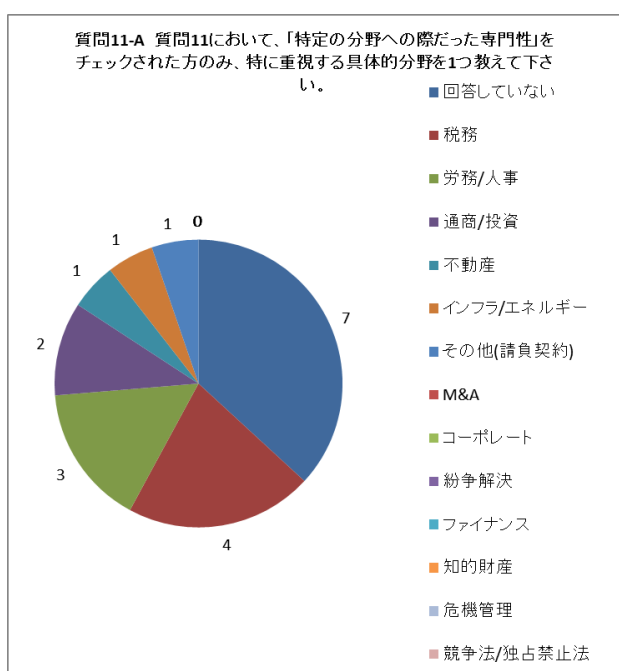
| 質問 10 質問 9 において、「接したことが「ある」と回答された方にお尋ねします。その媒体は何でしょうか(複数回答可)。 | 人数 |
|---------------------------------------------------------------|----|
| ミャンマー国内で実施されたセミナー | 35 |
| 法律事務所が発信するニュースレター | 19 |
| 日本ミャンマー商工会議所、日本人会などの場で法律事務所から提供された情報 | 15 |
| フリーペーパーやインターネット上での記事や論考 | 8 |
| ミャンマー国外で実施されたセミナー | 4 |
| 日本の法律雑誌などでの記事や論考 | 1 |
| その他 | 0 |



| 質問 11 ミャンマーでサービスを提供している日本の法律事務所に、期待する事項・重視する事項を最大3つまで挙げてください。 | 人数 |
|---------------------------------------------------------------|----|
| ミャンマーの法令に関する正確な知識 | 44 |
| リーズナブルな費用設定 | 29 |
| ミャンマー政府・省庁とのネットワーク | 23 |
| 特定の分野への際だった専門性 | 9 |
| ミャンマーに駐在している日本人弁護士の経験 | 7 |
| 所外のローカル弁護士・法律事務所とのネットワーク | 4 |
| 日本人等外国人を介さずに相談できるミャンマー人弁護士の存在 | 4 |
| ミャンマー以外の場所(東京、シンガポール等)における相談・連携体制 | 3 |
| 所内におけるミャンマー人弁護士の人数 | 2 |
| ミャンマーに駐在している日本人弁護士の人数 | 2 |
| その他(ミャンマーでも裁判時に勝てる力があるかどうか) | 1 |



| 質問 11-A 質問 11 において、「特定の分野への際だった専門性」をチェックされた方のみ、特に重視する具体的分野を1つ教えて下さい。 | 人数 |
|----------------------------------------------------------------------|----|
| 回答していない | 7 |
| 税務 | 4 |
| 労務/人事 | 3 |
| 通商/投資 | 2 |
| 不動産 | 1 |
| インフラ/エネルギー | 1 |
| その他(請負契約) | 1 |
| M&A | 0 |
| コーポレート | 0 |
| 紛争解決 | 0 |
| ファイナンス | 0 |
| 知的財産 | 0 |
| 危機管理 | 0 |
| 競争法/独占禁止法 | 0 |



以上